

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
目次	外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について…… <u>1</u> 外国為替証拠金取引のリスクについての説明 …… <u>3</u> 外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて…… <u>5</u> 外国為替証拠金取引の手続きについて…… <u>23</u> 外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 …… <u>24</u> 弊社の概要について…… <u>27</u> 外国為替証拠金取引に関する主要な用語 …… <u>28</u>	外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について…… 外国為替証拠金取引のリスクについての説明 …… <u>4</u> 外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて…… <u>6</u> 外国為替証拠金取引の手続きについて …… <u>25</u> 外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 …… <u>27</u> 弊社の概要について…… <u>30</u> 外国為替証拠金取引に関する主要な用語 …… <u>32</u>
外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について 7.	カバー取引先（平成 20 年 <u>10 月 6 日</u> 現在） ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG）銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.）証券業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 （Barclays Bank PLC）銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation）銀行業/日本 金融庁 ドレスナー・クライノート証券会社東京支店 （Dresdner Kleinwort(Japan)Limited Tokyo Branch）証券業/日本 金融庁	カバー取引先（平成 20 年 6 月 16 日現在） ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG）銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.）証券業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 （Barclays Bank PLC）銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation）銀行業/日本 金融庁 <u>シティバンク銀行株式会社</u> <u>（Citibank Japan Ltd.）銀行業/日本 金融庁</u> ドレスナー・クライノート証券会社東京支店 （Dresdner Kleinwort(Japan)Limited Tokyo Branch）証券業/日本 金融庁

		<u>リーマン・ブラザーズ証券株式会社</u> (Lehman Brothers Japan Inc.) 証券業/日本 金融庁
外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について 8.	弊社は、お客様からお預りした証拠金については、株式会社三井住友銀行の外国為替証拠金分別管理信託口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。尚、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間にかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません、その間も金融庁長官の指定する金融機関(ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、イーバンク銀行及びジャパンネット銀行、 <u>住信 SBI ネット銀行、及びセブ</u> <u>ン銀行</u>)において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。	弊社は、お客様からお預りした証拠金については、株式会社三井住友銀行の外国為替証拠金分別管理信託口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。尚、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間にかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません、その間も金融庁長官の指定する金融機関(ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、イーバンク銀行及びジャパンネット銀行)において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。
2. 口座開設について	口座開設のお申込は、 <u>弊社所定の方法</u> にて受付いたします。お問い合わせ等はサイバーエージェント FX お客様サービスセンター(0120-724-277)もしくは、メール(info@gaikaex.net)でお受けいたします。	口座開設のお申込は、 <u>個人のお客様の場合、原則として弊社 Web サイトにて受付いたします。法人のお客様につきましては弊社指定の専用の口座開設申込用紙</u> にて受付いたします。お問い合わせ等はサイバーエージェント FX お客様サービスセンター(0120-724-277)もしくは、メール(info@gaikaex.net)でお受けいたします。
2. 口座開設について	② 弊社が定める基準を満たしていること。弊社の基準の主なものは以下のようになっています。 <u>(個人のお客様の場合)</u> ●ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行うことができること。 ●弊社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。 ●ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により	② 弊社が定める基準を満たしていること。弊社の基準の主なものは以下のようになっています。 ●ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行うことができること。 ●弊社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。 ●ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。

提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。

- 日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人であること。
- 本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は不法な反社会的勢力の一員でないこと。
- お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座(振込先銀行口座)は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することにご同意頂けること。
- 金融商品取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。
- その他弊社が定める基準を満たしていること。

(法人のお客様の場合)

- 日本国内で本店若しくは支店が登記されている法人であること。
- 商業登記上の本店若しくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- 取引担当者の判断と責任により外国為替証拠金取引を行うことができること。
- 弊社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。
- 本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は不法な反社会的勢力の一員でないこと。

- 日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人、又は日本国内で本店若しくは支店が登記されている法人であること。
- 本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は不法な反社会的勢力の一員でないこと。
- お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座(振込先銀行口座)は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することにご同意頂けること。
- 金融商品取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。
- その他弊社が定める基準を満たしていること。

●お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することにご同意頂けること。

●金融商品取引業者でないこと。

●取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、弊社が定める基準を満たしていること。

弊社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

・取引担当者は1口座につき1名。

・取引担当者と法人代表者と同一でも可能。

・法人代表者に代わり弊社との取引について、責任及び権限があること。

・日本国内に居住する20才以上の行為能力を有する個人であること。

・口座名義人である法人に籍があること。

●その他弊社が定める基準を満たしていること。

注意事項

法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。

1. 弊社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。

2. 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。

3.本人確認書類の提出	平成 20 年 3 月 1 日に施行されました「 <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)</u> 」に基づき、弊社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許証、住民票の写し等をご提出して頂いております。ご利用頂けるご本人確認書類は下記の通りです。	2003 年 1 月 6 日に施行されました「 <u>金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)</u> 」に基づき、弊社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許証、住民票の写し等をご提出して頂いております。ご利用頂けるご本人確認書類は下記の通りです。														
22.証拠金等の出金	ある時点において弊社に預託されている有効証拠金の額から <u>評価益を引いた額</u> が、当該時点における保有ポジション(建玉)にかかる取引証拠金、注文中証拠金、及び当該時点における出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分(以下「返還可能額」といいます。)の全部又は一部の返還を受けることができますものとします。尚、返還可能額の有無は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。したがって、出金依頼後、出金が完了するまでに当該出金依頼金額を考慮する前の返還可能額が当該出金依頼金額を下回った場合、出金依頼を取消させていただきます。	ある時点において弊社に預託されている有効証拠金の額が、当該時点における保有ポジション(建玉)にかかる取引証拠金、注文中証拠金、及び当該時点における出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分(以下「返還可能額」といいます。)の全部又は一部の返還を受けることができますものとします。尚、返還可能額の有無は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。したがって、出金依頼後、出金が完了するまでに当該出金依頼金額を考慮する前の返還可能額(<u>利用可能額/取引余力</u>)が当該出金依頼金額を下回った場合、出金依頼を取消させていただきます。														
22.証拠金等の出金	【外貨】 当日午前 7 時までに受け付けた出金については、翌々営業日に出金します。(米国サマータイム適用時は 1 時間早まります。)	【外貨】 当日午前 7 時までに受け付けた出金については、翌々営業日に出金します。(夏時間適用時は 1 時間早まります。)														
23.証拠金等に関する用語	<table border="1" data-bbox="360 1066 1202 1339"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預り資産</td> <td>お預りしているお客様の資産。</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計したもの。</td> </tr> <tr> <td>取引証拠金</td> <td>現在保有しているポジションの維持に必要な証拠金額。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	預り資産	お預りしているお客様の資産。	資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計したもの。	取引証拠金	現在保有しているポジションの維持に必要な証拠金額。	<table border="1" data-bbox="1234 1066 2076 1276"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預り資産</td> <td>お預りしているお客様の資産。</td> </tr> <tr> <td>預り資産合計</td> <td>お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計したもの。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	預り資産	お預りしているお客様の資産。	預り資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計したもの。
用語	説明															
預り資産	お預りしているお客様の資産。															
資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計したもの。															
取引証拠金	現在保有しているポジションの維持に必要な証拠金額。															
用語	説明															
預り資産	お預りしているお客様の資産。															
預り資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計したもの。															

	評価損益金	未決済ポジションを現在のレートで評価した際の損益合計金額。外貨については円換算したもの。		取引証拠金	ポジション(建玉)をもつ際に取引の担保として弊社に予め預託することが必要な担保金。レバレッジコースにより異なります。
	注文中証拠金	注文中のオーダーが約定する際に必要となる証拠金額。		評価損益(金)	現在お持ちのポジション(建玉)で発生している損益金額であり、外貨については円換算したもの。
	使用中証拠金	(取引証拠金+注文中証拠金)		注文中証拠金	ある時点において発注済でかつ約定前の注文に係る取引証拠金の合計額。
	出金依頼金額	お預かりしている資産から出金依頼の指示を出された金額で、出金が完了するまで表示したもの。		出金依頼金額	お預りしている資産から出金依頼の指示を出された金額で、出金が完了するまで表示されます。
	有効証拠金	(資産合計+評価損益金)		有効証拠金	預り資産合計-取引評価損
	取引余力	新規に注文を入れる為に利用可能な金額。 (有効証拠金-使用中証拠金-出金依頼金額)		返還可能額	返還可能額 (利用可能額/ 取引余力)
	返還可能額	現在出金する事が可能な上限金額。 (取引余力-評価益)		(証拠金)維持率	有効証拠金÷取引証拠金
	証拠金維持率	取引証拠金に対する有効証拠金の比率を表示したもの。 (有効証拠金÷取引証拠金)			
23.レバレッジ	外貨 ex ではレバレッジコースを 10 倍、30 倍、50 倍、100 倍の 4 種類をご用意しております。また、口座開設後のレバレッジコース変更に関して、別途弊社が指定する方法により同意して頂くことを条件として、コースの指定を変更することが可能です。	外貨 ex ではレバレッジコースを 10 倍、30 倍、50 倍、100 倍の 4 種類をご用意しております。口座開設時に 30 倍、50 倍又は 100 倍のコースをご指定される場合には、レバレッジコースの変更に関して、別途弊社が指定する方法により同意して頂くことを条件とします。尚、ご指定のない場合、10 倍コースでのお取引となります。 また、口座開設後におきましてもレバレッジコース変更に関して、別途弊社			

		が指定する方法により同意して頂くことを条件として、コースの指定を変更することが可能です。
28.ロスカットルール	$\text{証拠金維持率} = \text{有効証拠金} \div \text{取引証拠金}$ $\text{有効証拠金} = \text{資産合計} + \text{評価損益金}$ (23.証拠金等に関する用語 をご参照下さい。)	$\text{(証拠金)維持率} = \text{有効証拠金} \div \text{取引証拠金}$ $\text{有効証拠金} = \text{預り資産合計} - \text{取引評価損}$ (23.証拠金等に関する用語 をご参照下さい。)
41.資産の保全について	(削除)	※ ご注意 <u>信託保全金額として算出される有効証拠金額は、取引において用いられる有効証拠金額と異なり、評価益金についても、算出対象となります。</u>
45.本取引説明書の変更	サイバーエージェント FX お客様サービスセンター 電話 :0120-724-277 (平日)午前 7 時～午後 11 時の間に承ります。但し、土日を除きます。 (祝日)午前 9 時～午後 9 時に承ります。 e-mail:info@gaikaex.net (受付は 365 日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。)	サイバーエージェント FX お客様サービスセンター 電話 :0120-724-277 (平日)午前 7 時～午後 11 時の間に承ります。但し、土日を除きます。 (祝日)午前 9 時～午後 9 時に承ります。 FAX :03-3770-7951 <u>(受付は 365 日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。)</u> e-mail:info@gaikaex.net (受付は 365 日承っておりますが、ご回答は弊社営業時間内となります。)

<p>外国為替証拠金取引の手続きについて</p>	<p>お客様が弊社と外国為替証拠金取引をする際の手続きの概要は、次の通りです。</p> <p>(1)取引の開始</p> <p>a 本取引説明書の交付を受ける</p> <p>はじめに弊社から約款、規程、本取引説明書が交付されますので、外国為替証拠金取引の概要やリスクなどについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨が記載された弊社の定める様式による確認書をご提出ください。</p>	<p>お客様が弊社と外国為替証拠金取引をする際の手続きの概要は、次の通りです。</p> <p>(1)取引の開始</p> <p>a 本取引説明書の交付を受ける</p> <p>はじめに弊社から約款、規程、本取引説明書が交付されますので、外国為替証拠金取引の取引概要やリスクなどについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨が記載された弊社の定める様式による確認書をご提出ください。</p>
<p>10.苦情受付窓口</p>	<p>サイバーエージェント FX お客様サービスセンター</p> <p>TEL 0120-724-277</p> <p>e-mail info@gaikaex.net</p>	<p>サイバーエージェント FX お客様サービスセンター</p> <p>TEL 0120-724-277</p> <p>e-mail info@gaikaex.net</p> <p><u>FAX 03-3770-7951</u></p>
<p>FRB (Federal Reserve Board / Board of Governors of the Federal Reserve System)</p>	<p>米連邦準備制度理事会のことで、連邦準備銀行も FRB (Federal Reserve Bank) ですが、<u>米連邦準備制度理事会</u>では、公定歩合・支払準備率・公開市場操作などの金融政策を行います。FRBは日本の日本銀行と同様、アメリカの中央銀行に相当する機関で、2008年現在の議長はベン・バーナンキ氏です。</p>	<p>米連邦準備理事会のことで、連邦準備銀行も FRB (Federal Reserve Bank) ですが、<u>連邦準備制度理事会</u>では、公定歩合・支払準備率・公開市場操作などの金融政策を行います。FRBは日本の日本銀行と同様、アメリカの中央銀行に相当する機関で、2006年現在の議長はベン・バーナンキ氏です。</p>